

令和8年度

市民税・県民税申告の手引

確定申告は大河原税務署やe-Tax（電子申告）で！

大河原税務署（申告書作成会場）TEL：0224-52-2202

●開設期間 2月16日(月)～3月16日(月)（開設時間 午前9時～午後5時）※土日祝日を除く

①営業所得のある方、②農業(自分で耕作し出荷)や畜産業(乳牛・肉用牛)の所得のある方、③土地・建物や山林の売買(譲渡所得)のあった方、④確定申告をすれば所得税が還付される方(医療費控除・寄附金控除・住宅ローン控除など)、⑤配当所得や上場株式等に係る譲渡所得のある方、⑥雑損控除(令和6年能登半島地震災害など)のある方などは、**税務署での申告をお願いします。**



※ 税務署の申告書作成会場への入場には「入場整理券」が必要です。

(入場整理券は当日会場で配付するものと、LINEから事前に発行するものがあります。)

e-Tax

(電子申告)はこちら

LINE公式

アカウントはこちら

※ なお、入場整理券の配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることもあります。

◎ 申告相談日程

月 日	曜日	指定行政区	指定地区※1
2月10日	火	梶崎・地蔵堂・山の内・戸ノ内・長瀬・東小坂・西小坂	小田・東根 藤尾地区
2月12日	木	坂津田上・坂津田中・坂津田下・平貫上・平貫下・鳩原	
2月13日	金	藤尾1区・藤尾2区・藤尾3区・藤尾4区・藤尾5区	
2月17日	火	藤尾6区・藤尾7区・藤尾8区・藤尾9区・藤尾10区	
2月18日	水	枝野1区・枝野2区・枝野3区・枝野4区	枝野・桜地区
2月19日	木	枝野5区・枝野6区・枝野7区・枝野8区・桜2区	
2月20日	金	桜1区・桜5区	
2月24日	火	桜3区・桜4区・桜6区・桜7区・桜8区	
2月25日	水	花島・神次郎・梁瀬・君萱	北郷・西根地区
2月26日	木	岡・南岡・北岡	
2月27日	金	南江尻・北江尻・西根6区・西根7区・西根8区	
3月2日	月	西根1区・西根2区・西根3区・西根4区・西根5区	
3月3日	火	西根9区・西根10区・西根11区・西根12区・西根13区	横倉・角田地区
3月5日	木	前沖第1・前沖第2・前沖第3・新田・後沖	
3月6日	金	左関・野田・豊室・古豊室	
3月9日	月	西南町・東南町・西田町・東田町・横田町	
3月10日	火	中島・立町・新中島南・新中島北	角田地区 ・ 地区指定日に都合 が付かなかった方
3月11日	水	東町・本町・新丁・新丁東・新丁西	
3月12日	木	中島下・東仲町・西仲町・高畑南	
3月13日	金	寺前・北町・谷地町・老ヶ崎	
3月16日	月	天神町	

【会場】 **角田市市民センター**（角田市角田字牛館10）

◆受付時間（受付票を記入できる時間）

2月10日(火)～3月13日(金) 午前8時30分から午後3時まで

3月16日(月)のみ 午前8時30分から午前11時30分まで

※最終日は受付時間が異なりますのでご注意ください。

※午前中に受付をした場合でも、相談は午後になる場合があります。

◆申告相談 午前9時から正午まで、午後1時から終了まで

◆お車でお越しの方は、第2・第3駐車場のご利用をお願いします。

◆営業・農業・不動産の収入がある方は収支内訳書をご用意の上、ご来場ください。

【注意】 指定地区(※1)に記載されている行政区の方のみ受付します。

(指定地区以外の方は受付できません。日程表をよくご確認ください。)

待ち時間緩和のため、できるだけ指定行政区の日時にご来場ください。

◎お問合せについて

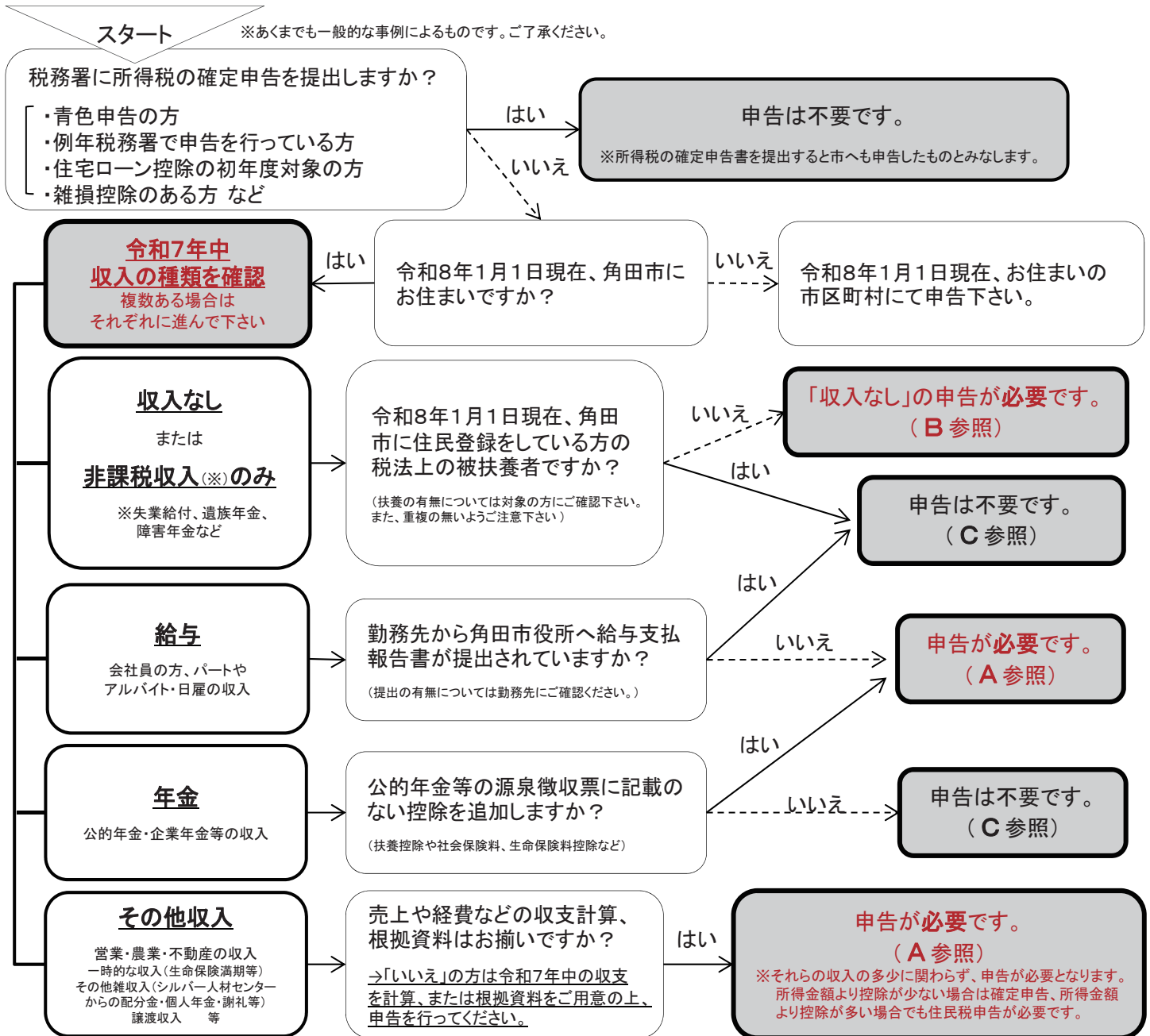
申告相談期間中は市民税担当職員が税務課窓口を不在にするため、お問合せは申告相談期間を避けるようお願いします。期間中にいただいた場合、回答が翌日以降になりますので、ご了承ください。

角田市総務部税務課 TEL：0224-63-2114

申告が必要かどうかチェックしましょう！

《市民税・県民税申告(住民税申告)フローチャート》

フローチャート結果を参考に適切かつ効率的な申告を期限までに行いましょう。



申告相談の準備物 (一例)

- 給与・年金の源泉徴収票 (原本)
- 申告者本人の銀行の口座番号がわかるもの
- 農業・営業・不動産の収支内訳書
- 社会保険料の領収書・控除証明書
- 生命保険・地震保険の控除証明書
- 医療費控除の明細書または医療費通知書・領収書・補てん金等を計算したもの
- 申告者のマイナンバーカードまたは通知カードと身元確認書類
- 控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーのわかるもの

A 市民税・県民税申告書の提出が必要です

市民税・県民税申告をする必要があります。ただし、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除の適用を受ける場合などについては、税務署で確定申告をする必要があります。なお、確定申告書を提出した場合は、市民税・県民税申告をする必要はありません。

※所得税の確定申告書を提出すると市へも申告したものとみなします。

※税務署へ確定申告をする必要がない場合でも、確定申告をすることにより所得税の還付を受けられる方は、確定申告をすることができます。

※確定申告をする必要がない場合は、原則、市民税・県民税申告を行ってください。

→詳しくは下記『★ 確定申告が必要な方について』をご確認ください。

B 「収入なし」の申告をしてください

11ページの簡易申告書をご記入いただき、角田市税務課へ郵送にてご提出ください。

申告されない場合、以下の保険料等の算定や証明書発行等に影響が出る場合があります。

- ◆ 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金・介護保険・児童扶養手当・就学援助・公営住宅関係などの保険料算定や料率区分判定
- ◆ 非課税証明書、所得証明書の発行

C 市民税・県民税申告は必要ありません

◆ 収入がなく親族の被扶養者として申告されている方（親族が申告や年末調整であなたを扶養としている場合）

◆ 給与や公的年金等以外の収入がなく、課税資料が角田市役所に届いている方

次の（１）、（２）のいずれかに該当する方は、市民税・県民税申告をする必要がありません。ただし、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は、市民税・県民税申告をする必要があります。

- （１）給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書（複数ある場合はそのすべて）が角田市役所へ提出されている方
- （２）公的年金等収入のみの方

★ 確定申告が必要な方について

次のいずれかに該当する方は確定申告をする必要があります。

◆ **給与や公的年金等以外の所得がある方（事業所得、不動産所得など）**

各種の所得金額の合計額（土地や建物を売却した譲渡所得等を含む）が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、所得税を納める必要がある方は、確定申告をする必要があります。

◆ **給与所得がある方で次のいずれかに該当する方**

- ①給与の年間収入が2,000万円を超える方
- ②一か所から給与を受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方
- ③二か所以上から給与を受けていて、かつ、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える方

※給与等の収入金額の合計金額から雑損控除、医療費控除、寄附金控除、基礎控除を除く所得控除の合計額を差し引いた残りの金額が150万円以下で、かつ、給与所得・退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

◆ **公的年金等に係る雑所得がある方で次に該当する方**

所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える場合で、計算の結果、納付する所得税が発生する方は確定申告をする必要があります。ただし、公的年金等（その全部が源泉徴収の対象となる場合に限る）の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等以外の所得の金額が20万円以下である方は、確定申告をする必要はありません。

お問い合わせ先

■ 市民税・県民税について・・・角田市総務部税務課 TEL 0224-63-2114 〒981-1592 角田市角田字大坊41

申告相談期間中は担当職員が税務課窓口を不在にするため、お問合せは申告相談期間を避けるようお願いします。

■ 確定申告・所得税について・・・大河原税務署 TEL 0224-52-2202 〒989-1201 大河原町大谷字末広12-1

所得の種類と所得金額の計算方法

所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれに令和7年中（1月1日～12月31日）の収入金額から収入を得るために要した必要経費を差し引いて計算します。

所得の種類		所得金額の計算
事業所得	(1) 営業等…卸・小売業、製造業、建設業、運送業、サービス業、自由業(医師、外交員、税理士など)、畜産業など (2) 農業…米、大豆、麦、野菜などの栽培、家畜の育成等	所得金額＝収入金額－必要経費
不動産所得	地代、家賃、権利金など	所得金額＝収入金額－必要経費
利子所得	公社債、預貯金などの利子 ※源泉徴収の対象にならないもの	所得金額＝収入金額
配当所得	株式や出資金に対する利益の配当等	所得金額＝収入金額－株式などの元本の取得に要した負債の利子
給与所得	給料、賃金、賞与等	5 ページに記載
雑所得	公的年金等…厚生年金、国民年金等	5 ページに記載
	その他のもの…原稿料、講演料等	所得金額＝収入金額－必要経費
譲渡所得	土地、建物、機械などの資産を譲渡した場合に生じる所得 ・総合課税…土地、建物等以外の資産（機械、車両運搬具など） ・分離課税…土地、建物等	所得金額＝収入金額－（取得費、譲渡費用）－特別控除額
一時所得	保険の満期返戻金、生命保険金、懸賞当選金など	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は通常50万円
山林所得	山林の伐採または立木のままで譲渡したことによる所得 (注)取得してから5年以内で伐採、譲渡したものは、事業所得または雑所得。	所得金額＝収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は通常50万円

所得控除の種類と控除額

所得控除とは、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなど個人的な事情を考慮して、その納税者の実情に応じた税負担をしていただくために所得金額から差し引くことになっているものです。（所得税の控除額は別になります。）

種類	控除額	種類	控除額
雑損控除	次の①と②のいずれが多い方の金額 ①(損失金額－保険金等で補てんされる金額)－総所得金額等×10% ②災害関連支出の金額－5万円	障害者控除	納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族が障害者である場合 障害者1人につき 26万円 特別障害者の場合 30万円 ※同居特別障害者である扶養親族の場合 23万円加算
医療費控除	(支払った医療費の額－保険金等で補てんされる金額)－[10万円または(総所得金額等の合計額×5%)のいずれか少ない方の金額] ※特例あり（詳細は5 ページに記載）	配偶者控除	一般の控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(70歳以上) 38万円 控除を受ける方の合計所得金額が900万円を超える場合は、控除額が異なります。
社会保険料控除	支払った金額	配偶者特別控除	合計所得金額1,000万円以下の納税義務者が生計を一にする配偶者を有している場合、配偶者の所得金額に応じ控除（配偶者控除と重複不可） 最高33万円 ※詳細は5 ページに記載
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額		
生命保険料控除	①新契約の保険料…限度28,000円（H24年1月1日以後に契約したもの） ②旧契約の保険料…限度35,000円（H23年12月31日以前に契約したもの） ※詳細は5 ページに記載	扶養控除	一般の扶養親族（16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満） 33万円 特定扶養親族（19歳以上23歳未満） 45万円 老人扶養親族 38万円 同居老親等 45万円
地震保険料控除	支払った保険料の1/2（最高25,000円） ※詳細は5 ページに記載		
寡婦・ひとり親控	合計所得金額が500万円以下で、かつ下記①と②のいずれかに該当する場合 ①納税義務者が寡婦である場合 26万円 ②納税義務者が「生計を一にする子」を有するひとり親である場合 30万円	特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、控除対象扶養親族に該当しない者（特定親族）がいる場合、特定親族の所得金額に応じ控除（扶養控除と重複不可） 最高45万円 ※詳細は5 ページに記載
勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合 26万円	基礎控除	合計所得2,400万円以下の納税義務者 43万円

令和7年分 給与所得の計算方法

A 給与等の収入金額 (税込み)	円
---------------------	---

申告書 表面 の 1 収入金額等 給与 力欄に転記してください。

Aの金額	給 与 所 得	
～650,999 円	0 円	
651,000 円 ～1,899,999 円	A－650,000 円 円	
1,900,000 円 ～3,599,999 円	A÷4 (千円未満端数切捨て)	B×2.8－80,000円 円
3,600,000 円 ～6,599,999 円	B 円	B×3.2－440,000円 円
6,600,000 円 ～8,499,999 円	A× 円	
8,500,000円～	円	

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を 申告書表 の 所得金額 給与⑥に転記してください。

医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）

通常の医療費控除との選択により、健康診査や予防接種などの一定の取組を行っている方のその年中の特定一般医薬品等の購入額(保険金等により補てんされる部分の金額を除く)のうち、12,000円を超える部分の金額(88,000円を限度)を控除することができます。

控除額	支払った金額－保険金等で補てんされる金額－12,000円(限度額88,000円)
-----	--

生命保険料控除

	支払金額	控 除 額
新契約	12,000円以下のとき	全額
	12,000円超 32,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 6,000円
	32,000円超 56,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 14,000円
旧契約	56,000円超のとき	28,000円
	15,000円以下のとき	全額
	15,000円超 40,000円以下のとき	支払金額の1/2 + 7,500円
契約	40,000円超 70,000円以下のとき	支払金額の1/4 + 17,500円
	70,000円超のとき	35,000円

生命保険料控除は、一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料をそれぞれ上の算式により計算した控除額の合計額（限度額70,000円）です。一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の両方をお持ちの場合、「旧契約のみ」又は「新・旧契約の合計(限度額28,000円)」の控除額のうち、有利な方を選択できます。

地震保険料控除

- ①地震保険契約にかかるもの
支払った保険料の1/2(最高25,000円)
- ②長期損害保険契約がある場合の特例
平成18年末までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの)で地震保険料控除の対象とならない場合は、平成20年度以降も従来どおり適用を受けることができます。なお、このような場合に、地震保険料控除も併せて受ける場合は、長期損害保険契約に関する控除額は10,000円が限度となり、全体で25,000円が限度となります。
- ただし、一つの損害保険契約等が、地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等と長期損害保険契約等のいずれの契約区分にも該当する場合には、選択によりいずれか一方の契約区分にのみ該当するものとして、地震保険料控除の控除額を計算します。

支払った保険料の金額	控 除 額
5,000円以下	支払った保険料の全額
5,000円超15,000円以下	支払った保険料×1/2 + 2,500円
15,000円超	10,000円

令和7年分 公的年金等に係る雑所得の計算方法
公的年金等（雑所得）

A 公的年金等の収入金額	円
--------------	---



申告書 表面 の 1 収入金額等 雑 公的年金等 力欄に転記してください。

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭和36年1月2日以後に生まれた方	～600,000 円	0 円
	600,001 円 ～1,299,999 円	A－600,000 円 円
	1,300,000 円 ～4,099,999 円	A×0.75－275,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	A×0.85－685,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	A×0.95－1,455,000 円 円
	10,000,000 円～	A－1,955,000 円 円

区分	Aの金額	公的年金等の雑所得
昭和36年1月1日以前に生まれた方	～1,100,000 円	0 円
	1,100,001 円 ～3,299,999 円	A－1,100,000 円 円
	3,300,000 円 ～4,099,999 円	A×0.75－275,000 円 円
	4,100,000 円 ～7,699,999 円	A×0.85－685,000 円 円
	7,700,000 円 ～9,999,999 円	A×0.95－1,455,000 円 円
	10,000,000 円～	A－1,955,000 円 円

Aを上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等に係る雑所得の金額を申告書 表の 所得金額 雑 公的年金等⑦に転記してください。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。

配偶者特別控除

※配偶者控除と重複不可

配偶者の合計所得金額	控除額
58万円以下の場合、適用しません。	
58万円超 95万円以下	33万円
95万円超 100万円以下	33万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	26万円
110万円超 115万円以下	21万円
115万円超 120万円以下	16万円
120万円超 125万円以下	11万円
125万円超 130万円以下	6 万円
130万円超 133万円以下	3 万円
133万円超	0 円

※控除を受ける方の合計所得金額が900万円以下の場合（900万円を超える場合は、控除額が異なります。）

特定親族特別控除

※扶養控除と重複不可

特定親族の合計所得金額	控除額
58万円以下の場合、適用しません。	
58万円超 95万円以下	45万円
95万円超 100万円以下	41万円
100万円超 105万円以下	31万円
105万円超 110万円以下	21万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円
123万円超	0 円

市民税・県民税申告書を郵送提出される方へ

ご自身で申告書を作成できる場合は、以下の事項にご注意の上、郵送での申告にご協力ください。

① 住所、氏名、生年月日、電話番号を必ず記入してください。

② 収入がなかった場合は、欄外の □ 収入なしにチェックをつけてください。

③ 給与所得がある場合は、源泉徴収票のコピーを同封してください。

④ 営業・農業・不動産所得がある場合は、8 ページの 7 事業・不動産所得に関する事項 の記入と併せて「収支内訳書」の提出をお願いします。

「収支内訳書」は角田市のホームページからダウンロードしてください。

※ 後日、内容確認のためご連絡する場合があります。

※ 同封いただいた書類はお返しできませんので、コピーしたものを送付してください。

記入内容を確認したら、申告書部分(7・8ページ)を切り取って郵送にてご提出ください。

※ 収入がなかった方、受取小作の申告のみの方は、11ページの簡易申告書をお使いください。

送付先：〒981-1592 角田市角田字大坊41 角田市役所（税務課市民税係）あて

提出期限：令和 8 年 3 月 16 日（月）



←角田市
ホームページ
はこちら

令和 8 年度 市民税・県民税申告書の記入例

令和 8 年度分 市町村民税 道府県民税 申告書				整理番号	
角田市長 殿		現住所 角田市角田字大坊41	業種又は職業 クリーニング店	63-2114	
1月1日現在の住所 同上		氏名 カダ マサ	個人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
生年月日 8/2/18		生年月日 〇4/10-1	職業 角田 巧	税務 父	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項					
① 社会保険料の種類		支払った保険料			
国民健康保険料		198,300			
国民年金		159,600			
合計		357,900			
② 生命保険料		新生命保険料の計 旧生命保険料の計			
62,000		135,000			
新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計		58,000 75,000			
介護医療保険料の計		4,000			
③ 地震保険料の計		④ 長期損害保険料の計			
4,000		〇			
⑤ 障害者控除		⑥ 勤労学生控除			
〇		〇			
⑦ 障害者控除		⑧ 障害者控除			
〇		〇			
⑨ 障害者控除		⑩ 障害者控除			
〇		〇			
⑪ 障害者控除		⑫ 障害者控除			
〇		〇			
⑬ 障害者控除		⑭ 障害者控除			
〇		〇			
⑮ 障害者控除		⑯ 障害者控除			
〇		〇			
⑰ 障害者控除		⑱ 障害者控除			
〇		〇			
⑲ 障害者控除		⑳ 障害者控除			
〇		〇			
㉑ 障害者控除		㉒ 障害者控除			
〇		〇			
㉓ 障害者控除		㉔ 障害者控除			
〇		〇			
㉕ 障害者控除		㉖ 障害者控除			
〇		〇			
㉗ 障害者控除		㉘ 障害者控除			
〇		〇			
㉙ 障害者控除		㉚ 障害者控除			
〇		〇			
㉛ 障害者控除		㉜ 障害者控除			
〇		〇			
㉝ 障害者控除		㉞ 障害者控除			
〇		〇			
㉟ 障害者控除		㊱ 障害者控除			
〇		〇			
㊲ 障害者控除		㊳ 障害者控除			
〇		〇			
㊴ 障害者控除		㊵ 障害者控除			
〇		〇			
㊶ 障害者控除		㊷ 障害者控除			
〇		〇			
㊸ 障害者控除		㊹ 障害者控除			
〇		〇			
㊺ 障害者控除		㊻ 障害者控除			
〇		〇			
㊼ 障害者控除		㊽ 障害者控除			
〇		〇			
㊾ 障害者控除		㊿ 障害者控除			
〇		〇			
㋀ 障害者控除		㋁ 障害者控除			
〇		〇			
㋂ 障害者控除		㋃ 障害者控除			
〇		〇			
㋄ 障害者控除		㋅ 障害者控除			
〇		〇			
㋆ 障害者控除		㋇ 障害者控除			
〇		〇			
㋈ 障害者控除		㋉ 障害者控除			
〇		〇			
㋊ 障害者控除		㋋ 障害者控除			
〇		〇			
㋌ 障害者控除		㋍ 障害者控除			
〇		〇			
㋎ 障害者控除		㋏ 障害者控除			
〇		〇			
㋐ 障害者控除		㋑ 障害者控除			
〇		〇			
㋒ 障害者控除		㋓ 障害者控除			
〇		〇			
㋔ 障害者控除		㋕ 障害者控除			
〇		〇			
㋖ 障害者控除		㋗ 障害者控除			
〇		〇			
㋘ 障害者控除		㋙ 障害者控除			
〇		〇			
㋚ 障害者控除		㋛ 障害者控除			
〇		〇			
㋜ 障害者控除		㋝ 障害者控除			
〇		〇			
㋞ 障害者控除		㋟ 障害者控除			
〇		〇			
㋠ 障害者控除		㋡ 障害者控除			
〇		〇			
㋢ 障害者控除		㋣ 障害者控除			
〇		〇			
㋤ 障害者控除		㋥ 障害者控除			
〇		〇			
㋦ 障害者控除		㋧ 障害者控除			
〇		〇			
㋨ 障害者控除		㋩ 障害者控除			
〇		〇			
㋪ 障害者控除		㋫ 障害者控除			
〇		〇			
㋬ 障害者控除		㋭ 障害者控除			
〇		〇			
㋮ 障害者控除		㋯ 障害者控除			
〇		〇			
㋰ 障害者控除		㋱ 障害者控除			
〇		〇			
㋲ 障害者控除		㋳ 障害者控除			
〇		〇			
㋴ 障害者控除		㋵ 障害者控除			
〇		〇			
㋶ 障害者控除		㋷ 障害者控除			
〇		〇			
㋸ 障害者控除		㋹ 障害者控除			
〇		〇			
㋺ 障害者控除		㋻ 障害者控除			
〇		〇			
㋼ 障害者控除		㋽ 障害者控除			
〇		〇			
㋾ 障害者控除		㋿ 障害者控除			
〇		〇			
㊀ 障害者控除		㊁ 障害者控除			
〇		〇			
㊂ 障害者控除		㊃ 障害者控除			
〇		〇			
㊄ 障害者控除		㊅ 障害者控除			
〇		〇			
㊆ 障害者控除		㊇ 障害者控除			
〇		〇			
㊈ 障害者控除		㊉ 障害者控除			
〇		〇			
㊊ 障害者控除		㊋ 障害者控除			
〇		〇			
㊌ 障害者控除		㊍ 障害者控除			
〇		〇			
㊎ 障害者控除		㊏ 障害者控除			
〇		〇			
㊑ 障害者控除		㊒ 障害者控除			
〇		〇			
㊓ 障害者控除		㊔ 障害者控除			
〇		〇			
㊕ 障害者控除		㊖ 障害者控除			
〇		〇			
㊗ 障害者控除		㊘ 障害者控除			
〇		〇			
㊙ 障害者控除		㊚ 障害者控除			
〇		〇			
㊛ 障害者控除		㊜ 障害者控除			
〇		〇			
㊝ 障害者控除		㊞ 障害者控除			
〇		〇			
㊟ 障害者控除		㊿ 障害者控除			
〇		〇			
㋀ 障害者控除		㋁ 障害者控除			
〇		〇			
㋂ 障害者控除		㋃ 障害者控除			
〇		〇			
㋄ 障害者控除		㋅ 障害者控除			
〇		〇			
㋆ 障害者控除		㋇ 障害者控除			
〇		〇			
㋈ 障害者控除		㋉ 障害者控除			
〇		〇			
㋊ 障害者控除		㋋ 障害者控除			
〇		〇			
㋌ 障害者控除		㋍ 障害者控除			
〇		〇			
㋎ 障害者控除		㋏ 障害者控除			
〇		〇			
㋐ 障害者控除		㋑ 障害者控除			
〇		〇			
㋒ 障害者控除		㋓ 障害者控除			
〇		〇			
㋔ 障害者控除		㋕ 障害者控除			
〇		〇			
㋖ 障害者控除		㋗ 障害者控除			
〇		〇			
㋘ 障害者控除		㋙ 障害者控除			
〇		〇			
㋚ 障害者控除		㋛ 障害者控除			
〇		〇			
㋜ 障害者控除		㋝ 障害者控除			
〇		〇			
㋞ 障害者控除		㋟ 障害者控除			
〇		〇			
㋠ 障害者控除		㋡ 障害者控除			
〇		〇			
㋢ 障害者控除		㋣ 障害者控除			
〇		〇			
㋤ 障害者控除		㋥ 障害者控除			
〇		〇			
㋦ 障害者控除		㋧ 障害者控除			
〇		〇			
㋨ 障害者控除		㋩ 障害者控除			
〇		〇			
㋪ 障害者控除		㋫ 障害者控除			
〇		〇			
㋬ 障害者控除		㋭ 障害者控除			
〇		〇			
㋮ 障害者控除		㋯ 障害者控除			
〇		〇			
㋰ 障害者控除		㋱ 障害者控除			
〇		〇			
㋲ 障害者控除		㋳ 障害者控除			
〇		〇			
㋴ 障害者控除		㋵ 障害者控除			
〇		〇			
㋶ 障害者控除		㋷ 障害者控除			
〇		〇			
㋸ 障害者控除		㋹ 障害者控除			
〇		〇			
㋺ 障害者控除		㋻ 障害者控除			
〇		〇			
㋼ 障害者控除		㋽ 障害者控除			
〇		〇			
㋾ 障害者控除		㋿ 障害者控除			
〇		〇			
㊀ 障害者控除		㊁ 障害者控除			
〇		〇			
㊂ 障害者控除		㊃ 障害者控除			
〇		〇			
㊄ 障害者控除		㊅ 障害者控除			
〇		〇			
㊆ 障害者控除		㊇ 障害者控除			
〇		〇			
㊈ 障害者控除		㊉ 障害者控除			
〇		〇			
㊊ 障害者控除		㊋ 障害者控除			
〇		〇			
㊌ 障害者控除		㊍ 障害者控除			
〇		〇			
㊎ 障害者控除		㊏ 障害者控除			
〇		〇			
㊑ 障害者控除		㊒ 障害者控除			
〇		〇			
㊓ 障害者控除		㊔ 障害者控除			
〇		〇			
㊕ 障害者控除		㊖ 障害者控除			
〇		〇			
㊗ 障害者控除		㊘ 障害者控除			
〇		〇			
㊙ 障害者控除		㊚ 障害者控除			
〇		〇			
㊛ 障害者控除		㊜ 障害者控除			
〇		〇			
㊝ 障害者控除		㊞ 障害者控除			
〇		〇			
㊟ 障害者控除		㊿ 障害者控除			
〇		〇			
㋀ 障害者控除		㋁ 障害者控除			
〇		〇			
㋂ 障害者控除		㋃ 障害者控除			
〇		〇			
㋄ 障害者控除		㋅ 障害者控除			
〇		〇			
㋆ 障害者控除		㋇ 障害者控除			
〇		〇			
㋈ 障害者控除		㋉ 障害者控除			
〇		〇			
㋊ 障害者控除		㋋ 障害者控除			
〇		〇			
㋌ 障害者控除		㋍ 障害者控除			
〇		〇			
㋎ 障害者控除		㋏ 障害者控除			
〇		〇			
㋐ 障害者控除		㋑ 障害者控除			
〇		〇			
㋒ 障害者控除		㋓ 障害者控除			
〇		〇			
㋔ 障害者控除		㋕ 障害者控除			
〇		〇			
㋖ 障害者控除		㋗ 障害者控除			
〇		〇			
㋘ 障害者控除		㋙ 障害者控除			
〇		〇			
㋚ 障害者控除		㋛ 障害者控除			
〇		〇			
㋜ 障害者控除		㋝ 障害者控除			
〇		〇			
㋞ 障害者控除		㋟ 障害者控除			
〇		〇			
㋠ 障害者控除		㋡ 障害者控除			
〇		〇			
㋢ 障害者控除		㋣ 障害者控除			
〇		〇			
㋤ 障害者控除		㋥ 障害者控除			
〇		〇			
㋦ 障害者控除		㋧ 障害者控除			
〇		〇			
㋨ 障害者控除		㋩ 障害者控除			
〇		〇			
㋪ 障害者控除		㋫ 障害者控除			
〇		〇			
㋬ 障害者控除		㋭ 障害者控除			
〇		〇			
㋮ 障害者控除		㋯ 障害者控除			
〇		〇			
㋰ 障害者控除		㋱ 障害者控除			
〇		〇			
㋲ 障害者控除		㋳ 障害者控除			
〇		〇			
㋴ 障害者控除		㋵ 障害者控除			
〇		〇			
㋶ 障害者控除		㋷ 障害者控除			
〇		〇			
㋸ 障害者控除		㋹ 障害者控除			
〇		〇			
㋺ 障害者控除		㋻ 障害者控除			
〇		〇			
㋼ 障害者控除		㋽ 障害者控除			
〇		〇			
㋾ 障害者控除		㋿ 障害者控除			
〇		〇			
㊀ 障害者控除		㊁ 障害者控除			
〇		〇			
㊂ 障害者控除		㊃ 障害者控除			
〇		〇			
㊄ 障害者控除		㊅ 障害者控除			
〇		〇			
㊆ 障害者控除		㊇ 障害者控除			
〇		〇			
㊈ 障害者控除		㊉ 障害者控除			
〇		〇			
㊊ 障害者控除		㊋ 障害者控除			
〇		〇			
㊌ 障害者控除		㊍ 障害者控除			
〇		〇			
㊎ 障害者控除		㊏ 障害者控除			
〇		〇			
㊑ 障害者控除		㊒ 障害者控除			
〇		〇			
㊓ 障害者控除		㊔ 障害者控除			
〇		〇			
㊕ 障害者控除		㊖ 障害者控除			
〇		〇			
㊗ 障害者控除		㊘ 障害者控除			
〇		〇			
㊙ 障害者控除		㊚ 障害者控除			
〇		〇			
㊛ 障害者控除		㊜ 障害者控除			
〇		〇			
㊝ 障害者控除		㊞ 障害者控除			
〇		〇			
㊟ 障害者控除		㊿ 障害者控除			
〇		〇			
㋀ 障害者控除		㋁ 障害者控除			
〇		〇			
㋂ 障害者控除		㋃ 障害者控除			
〇		〇			
㋄ 障害者控除		㋅ 障害者控除			
〇		〇			
㋆ 障害者控除		㋇ 障害者控除			
〇		〇			
㋈ 障害者控除		㋉ 障害者控除			
〇		〇			
㋊ 障害者控除		㋋ 障害者控除			
〇		〇			
㋌ 障害者控除		㋍ 障害者控除			
〇		〇			
㋎ 障害者控除		㋏ 障害者控除			
〇		〇			
㋐ 障害者控除		㋑ 障害者控除			
〇		〇			
㋒ 障害者控除		㋓ 障害者控除			
〇		〇			
㋔ 障害者控除		㋕ 障害者控除			
〇		〇			
㋖ 障害者控除		㋗ 障害者控除			
〇		〇			
㋘ 障害者控除		㋙ 障害者控除			
〇		〇			
㋚ 障害者控除		㋛ 障害者控除			
〇		〇			
㋜ 障害者控除		㋝ 障害者控除			
〇					

令和8年度分 市町村民税 申告書
道府県民税

表

角田市長 殿		現 住 所		整理番号	
		1月1日現在の住所		業種又は職業	
		フリガナ		電話番号	
		氏 名		個人番号	
提出年月日 年 月 日		生年 月 日 明・大・昭 平・令		世帯主の氏名	
				続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬	社会保険の種類		支払った保険料		円
社会保険料					
控 除					
	合 計				
⑮	新生命保険料の計		旧生命保険料の計		円
生命保険料					
控 除					
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計		円
	介護医療保険料の計				円
⑯ 地震保	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計		円
険料控除					
⑰～⑲	⑰ □寡婦控除 (□死別 □生死不明 □離婚 □未帰還)		⑱ □ひとり親控除 (学校名)		
寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除					
⑳	障 害 者 1 氏名		障害の程度		級度
障 害 者 2 氏名			障害の程度		級度
障 害 者 3 氏名			障害の程度		級度
障 害 者 4 氏名			障害の程度		級度
⑳～㉒	配偶者 氏名		生年月日 明・大・昭 平・令		円
配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者			配偶者の合計所得金額		
㉓～㉕	扶養控除・特定親族特別控除 氏名		生年月日 明・大・昭 平・令		円
扶養控除・特定親族特別控除 1			同居・別居の区分		万円
扶養控除・特定親族特別控除 2			同居・別居の区分		万円
扶養控除・特定親族特別控除 3			同居・別居の区分		万円
扶養控除・特定親族特別控除 4			同居・別居の区分		万円

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に○を記入してください。

16歳未満の扶養親族 (控除対象外)	1	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	続柄
	2	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	続柄
	3	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	続柄
	4	氏名	生年月日	明・大・昭 平・令	同居・別居の区分	続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

㉗	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
㉘	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
医療費控除	円	円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円
	業	農業	イ	
		不動産	ウ	
		利子	エ	
		配当	オ	
		給与	カ	
		公的年金等	キ	
		業務	ク	
		その他	ケ	
		短期	コ	
		長期	サ	
		一時	シ	
2 所得金額	事業	営業等	①	
	業	農業	②	
		不動産	③	
		利子	④	
		配当	⑤	
		給与	⑥	
		公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	
		総合譲渡・一時	⑪	
		合計	⑫	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬		
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮		
	地震保険料控除	⑯		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱		
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒		
	扶養控除	㉓		
	特定親族特別控除	㉔		
	基礎控除	㉕	430,000	
	⑬から㉕までの計	㉖		
	雑損控除	㉗		
医療費控除	㉘			
合計 (㉖+㉗+㉘)	㉙			

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

- ☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	収
		円			円
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
法人番号又は 所 在 地					
勤 務 先 名					
電 話 番 号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得 の種類	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
			国外株式等に係 る外国所得税額	

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	支払者の「名称」及び 「法人番号又は所在地」等	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
総合譲渡	短 期	円	円	円	円	円
	長 期				円	円
一 時					円	円
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに、ハの金額を表面のニに記入してください。 右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。						ニ 合計 イ+[(ロ+ハ)×1/2]

11 事業専従者に関する事項

フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
1	氏名						
	個人 番号				従事 月数		
フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
2	氏名						
	個人 番号				従事 月数		
フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額	
3	氏名						
	個人 番号				従事 月数		
所得税における青色申告の承認の有無 承認あり・承認なし 合 計 額							

13 事業税に関する事項

非課税所 得など	所得金額	円
損益通算の特 例適用前の 不動産所得		円
事業用 資産の 譲渡損 失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開廃業	開始・廃止 月 日	
☐ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリ ガナ		個人 番号		住所		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
1	氏名					
フリ ガナ		個人 番号		住所		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
2	氏名					
フリ ガナ		個人 番号		住所		☐ 配偶者 ☐ 30歳未満又は70歳以上 ☐ 留学 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の支払
3	氏名					

14 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)	円
住所地の共同募金会、日本赤十字社・都道府 県、市区町村分(特例控除対象以外)	
条例指定分	都道府県
	市区町村

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してくだ
さい。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動
法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記
入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

15 所得金額調整控除に関する事項

フリ ガナ		続柄		生年 月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に 該当する場合	級 度	別居の場合 の住所	
氏名									
個人 番号									

市民税・県民税簡易申告書について

1月1日から12月31日までの収入状況が、次のいずれかに当てはまる方は、『市民税・県民税簡易申告書』を提出することで申告が完了となります。

- ・収入が無かった方
- ・収入が障害年金、遺族年金、失業給付金のみの方
- ・給与・年金以外の収入が受取小作（農地を貸してお米や現金を受け取ること）のみで、それ以外に申告するものがない方

- ① 住所、氏名、生年月日、電話番号を必ず記入してください。
- ② 該当する項目にチェックをつけてください。
- ③ 障害者年金・遺族年金・失業給付金のみの方は、該当する年金等の種類を○で囲んでください。
- ④ 受取小作の場合は、受取小作以外の収入の種類を○で囲んでください。
- ⑤ 受取小作は「受取小作の収支内訳書」も記入し、収入・経費がわかる書類のコピーを添付してください。

※ 「前年の合計所得金額 ≥ 基礎控除額 + 配偶者控除額 + 扶養控除額」となる方は、受付できかねます。

7 ページの申告書をお使いください。

※ 6 ページの「市民税・県民税申告書を郵送提出される方へ」もご確認の上、ご提出ください。

無収入、非課税年金等の場合の記入例

表

令和8年度 市民税・県民税簡易申告書

角田市長殿	現住所	角田市角田字大坊41番地		
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所	同上 1月1日現在の住所をご記入ください。 ※現住所と同じ場合は「同上」とご記入ください。		
	氏名	角田 太郎		
	生年月日	明・大・ 昭 ・平 31 年 7 月 22 日	電話番号 0224－63－2114	

◎ 該当する項目の□にチェックをつけてください。

☒ 無収入であった。 該当する方にチェックをつけてください。

☐ 障害年金・遺族年金・失業給付金のみであった。

受給していた年金等の種類： 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 失業給付金
(該当する年金等の種類を○で囲んでください。)

☐ 給与・年金以外の収入が受取小作のみで、それ以外に申告するものがない。

受取小作以外の収入の種類： 給与 ・ 年金 ・ どちらもなし
(該当する収入の種類を○で囲んでください。)

※給与・年金については別紙源泉徴収票（写）のとおり。
※受取小作については裏面受取小作の収支内訳書のとおり。

◎ 無収入、障害/遺族年金・失業給付金のみの方の収入の方は、裏面「受取小作の収支内訳書」の記入は不要です。

受取小作の場合の記入例

【受取小作の場合の諸注意】

- ◎ 受取小作以外に収入がある方は源泉徴収票の写しを添付してください。
- ◎ 「受取小作の収支内訳書」の受取金額は、記載例を参照のうえ記入してください。
- ◎ 収入・経費がわかる書類の写しを添付してください。

例 通帳、領収書、農地中間管理機構から届く契約内容がわかるハガキ、
固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書（貸している農地を○で囲んでください）、
土地改良区賦課金の支払い金額がわかる資料 等の写し

※ 提出された書類はお返しいたしません。

表

表面

令和8年度 市民税・県民税簡易申告書

角田市長殿	現住所	角田市角田字大坊41番地	
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所	同上	1月1日現在の住所をご記入ください。 ※現住所と同じ場合は「同上」とご記入ください。
	氏名	角田 太郎	
	生年月日	明・大(昭)平31年7月22日	電話番号 0224-63-2114

◎ 該当する項目の□にチェックをつけてください。

☐ 無収入であった。

☐ 障害年金・遺族年金・失業給付金のみであった。

受給していた年金等の種類： 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 失業給付金

☒ チェックをつけてください。（該当する年金等の種類を○で囲んでください。）

☒ 給与・年金以外の収入が受取小作のみで、それ以外に申告するものがない。

受取小作以外の収入の種類： 給与 ・ 年金 ・ どちらもなし

（該当する収入の種類を○で囲んでください。）

※給与・年金については別紙源泉徴収票（写）のとおり。

※受取小作については裏面受取小作の収支内訳書のとおり。

裏面

令和8年度 受取小作の収支内訳書

裏

1. 収入

（単位：円）

貸した土地の住所	土地を貸した相手の氏名	受取金額
角田市角田柳町35-1	宮城 花子	23,000
角田市角田牛館10-10	東北 次郎	34,500
【お米で受け取っている場合】 米の単価を基に計算した金額をご記入ください。 例では、宮城花子より1袋11,500円の米を2袋受け取ったので、23,000円（11,500円×2袋）と記入します。		【現金で受け取っている場合】 土地を貸した分として受け取った金額をご記入ください。 例では東北次郎より現金34,500円を受領したので、34,500円と記入します。
収入計		① 57,500

2. 経費（受取小作にかかる経費のみを記入）

科目	支払年月日	支払金額
貸している農地の固定資産税 ※自作地は対象外	前年支払分	23,700
角田市土地改良区賦課金	前年支払分	30,500
柴田町土地改良区賦課金	前年支払分	
() 土地改良区賦課金	前年支払分	
納税通知書兼課税明細書より、貸している農地分の 差引税相当額の合計をご記入ください。		角田市土地改良区賦課金の合計支払額をご記入ください。
経費計		② 54,200

3. 所得

所得：①57,500円－②54,200円＝3,300円

収入計－経費計（①－②）	③ 3,300
--------------	---------

◎収入・経費のわかる書類の写しを添付してください。

例 通帳、領収書、農地中間管理機構から届く契約内容がわかるハガキ、
固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書（貸している農地を○で囲んでください）、
土地改良区賦課金の支払い金額がわかる資料 等の写し
※ 提出された書類はお返しいたしません。

令和 8 年度 市民税・県民税簡易申告書

角田市長殿			現住所					
			1月1日現在の住所					
提出年月日			氏名					
年	月	日						
			生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	電話番号

◎ 該当する項目の□にチェックをつけてください。

☐ 無収入であった。

☐ 障害年金・遺族年金・失業給付金のみであった。
受給していた年金等の種類： 障害年金 ・ 遺族年金 ・ 失業給付金
(該当する年金等の種類を○で囲んでください。)

☐ 給与・年金以外の収入が受取小作のみで、それ以外に申告するものがない。
受取小作以外の収入の種類： 給与 ・ 年金 ・ どちらもなし
(該当する収入の種類を○で囲んでください。)

※給与・年金については別紙源泉徴収票（写）のとおり。

※受取小作については裏面受取小作の収支内訳書のとおり。

(受取小作参考)

1. うるち米 (単位：円/30kg)

銘柄	JA米			一般米		
	1等	2等	3等	1等	2等	3等
ひとめぼれ	15,000	14,700	14,200	14,750	14,450	13,950
ササニシキ	15,650	15,350	14,850	15,400	15,100	14,600
コシヒカリ	13,500	13,200	12,700	13,250	12,950	12,450
ミルキークイーン	13,500	13,200	12,700	13,250	12,950	12,450
つや姫	15,050	14,750	14,250	14,800	14,500	14,000
まなむすめ	12,500	12,200	11,700	12,250	11,950	11,450
だて正夢 (基準品)	15,650					
だて正夢 (基準外)	13,150	12,850	12,350	12,900	12,600	12,100
東北194号	13,250	12,950	12,450	13,000	12,700	12,200
やまのしずく	12,350	12,050	11,550	12,100	11,800	11,300
キヌヒカリ	12,350	12,050	11,550	12,100	11,800	11,300
げんきまる	12,500	12,200	11,700	12,250	11,950	11,450
たきたて	13,350	13,050	12,550	13,100	12,800	12,300
その他銘柄	12,350	12,050	11,550	12,100	11,800	11,300
美山錦 (酒米)	13,750	13,450	12,950	13,500	13,200	12,700

2. もち米 (単位：円/30kg)

銘柄	JA米			一般米		
	1等	2等	3等	1等	2等	3等
みやこがねもち	15,250	14,950	14,200	15,000	14,700	13,950
こもちまる	14,250	13,950	13,450	14,000	13,700	13,200
ヒメノモチ	14,250	13,950	13,450	14,000	13,700	13,200

令和 8 年度 受取小作の収支内訳書

1. 収入

(単位：円)

貸した土地の住所	土地を貸した相手の氏名	受取金額
収入計		①

2. 経費（受取小作にかかる経費のみを記入）

科目	支払年月日	支払金額
貸している農地の固定資産税 ※自作地は対象外	前年支払分	
角田市土地改良区賦課金	前年支払分	
柴田町土地改良区賦課金	前年支払分	
（ ）土地改良区賦課金	前年支払分	
経費計		②

3. 所得

収入計－経費計（①－②）	③
--------------	---

◎収入・経費のわかる書類の写しを添付してください。

例 通帳、領収書、農地中間管理機構から届く契約内容がわかるハガキ、
 固定資産税・都市計画税納税通知書兼課税明細書（貸している農地を○で囲んでください。）、
 土地改良区賦課金の支払い金額がわかる資料 等の写し

※提出された書類はお返しいたしません。